

交流通信



このコーナーでは、国内外合わせて7つある田原市の姉妹・友好都市などの情報をお届けします。

▶企画課 ☎23局3507

姉妹都市 韓国・ソウル特別市 銅雀区との交流

今回は、平成17年に姉妹都市提携を結んだ韓国・ソウル特別市銅雀区との交流をご紹介します。

●銅雀区行政職員研修生の受け入れ

11月3日(祝)～8日(土)、姉妹都市韓国・ソウル特別市銅雀区から行政職員4名が田原市を訪れ、市の行政について学びました。

この研修は、両都市の交流促進と双方の住民サービス向上を目的に、昨年からは実施しています。4回目となった今回、研修生の皆さんは、銅雀区で課題となっ

ている子育て支援や道路管理、環境対策などについて研修を受けました。



▲日本の行政機関をほうふつとさせる銅雀区庁の様子

銅雀区では区内のほとんどが住宅のため、区民の生活環境の向上と、福祉・教育の分野に力が注がれています。

◀市長・議長のもとを訪れた研修生の皆さん

研修のほか、互いのまちの情報交換も盛んに行われました。

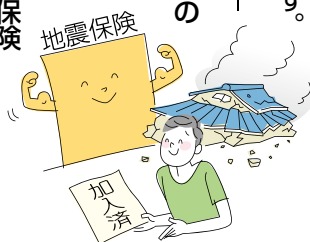
■火災保険＋地震保険
地震保険は、単独では契約できません。火災保険とセットで契約する必要があります。すでに火災保険を契約している場合は、契約期間の途中からでも地震保険をセットして契約することができます。

■地震保険とは
地震保険は、地震や津波など、地震が原因で家屋や家財に損害が生じた場合に保険金が支払われる地震災害専用の保険です。火災保険では、建物・家財の火災などによる損害を補償しています。しかし、地震による火災は、火災保険では補償されません。

▼防災対策室 ☎23局3548
■保険契約は
地震保険や火災保険の契約は、民間の損害保険会社にお問い合わせください。

■公共性の高い保険
地震による被災者の生活ができるだけ早く安定するよう、その手助けを目的に「地震保険に関する法律」が1966年に制定されました。地震保険はこの法律に基づいて、国と民間の損害保険会社が共同で運営している公共性の高い保険です。

■対象となるもの
居住用の建物と家財です。



こんにちは、のりりんです。
阪神淡路大震災のとき、地震による家屋などの被害が火災保険で補償されなかったことから、「地震保険」が知られるようになりました。そこで、今回は「地震保険」のことを簡単にご紹介します。

のりりん
地震保険
防災まめ知識

42

